配偶者暴力等に関する北海道の取組

【1配偶者暴力に関する取組】

区分	事業	内容	備考
相談	配偶者暴力相談支援センターの設置	道立女性相談援助センター、本庁、各(総合)振興局を、DV 防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターに指定	道内 16 ヵ所(觀)に設置
	相談員の配置	各(総合)振興局に、DV 相談等に係る男女平等参画推進 員を配置	各(総合)振興局に1名(計14 名)を配置
	相談への対応	各配偶者暴力相談支援センターにおいて、電話、来所による DV 相談を実施	〈平日〉9:00~17:00
		道立女性相談援助センターは、平日夜間及び土日祝日 (年末特別ない。) の電話相談も実施	<平日被問> 17:30~20:00 <土日祝日> 9:00~17:00
	民間シェルターへの委託	専用電話による相談業務を民間シェルターに委託	民間シェルター8ヵ所に業務委託
一時 保護	被害者等の一時保護	道立女性相談援助センターにおいて、DV 被害者等の一時保 護を実施	随時、一時保護を実施
	一時保護業務の外部委託	民間シェルター等に対して、DV被害者等の一時保護業務を外部委託	民間シェルター8ヵ所、母子生活支援施設等4施設に委託
自立支援	被害者等の自立支援	一時保護を行った DV 被害者等の自立支援を実施	道立女性相談援助センター
	民間シェルターへの委託	DV 被害者等の自立支援業務を民間シェルターに委託	民間シェルター8ヵ所に業務委託
機関連携	関係機関連絡会議の開催	DV 施策に関する情報共有、及び機関連携による対策を 推進するため、本庁及び各(総合)振興局に関係機関連 絡会議を設置	本庁及び各(総合)振興局(渡 島・檜山は合同)で開催(書面開催 を含む)
研修	民間シェルクーサポーター養成等 実践研修会の開催	民間シェルターで活動するサポーターやDV対策に携わる職務関係者のスキルアップを図るため、民間シェルター所在地8ヵ所(札幌、函館、旭川、室蘭、帯広、北見、苫小牧及び釧路市)において隔年(4ヵ所毎)で研修会を開催	(R4 実績) 渡島、上川、十勝の各総合振興局で開催 (R5 予定) 胆振、オホーツケ、釧路の各総合振興局で開催予定
	全道セミナー及び女性相 談関係職員研修会の開催	DV 被害者支援に携わる職務関係者等を対象とした専門 研修を開催(道庁主催)	(R4 実績)オンラインで開催 (R5 予定)別途調整
		女性相談関係職員研修会を開催(女性相談援助センター)	
普及啓発	啓発資材の作成・配付	DV 防止等に関する啓発資材を作成し、道内の関係機関 等に配付	既存の啓発資材を適宜配布
	パネル展の開催	女性に対する暴力をなくす運動期間 (۱۱/۱/2-//ն) に合わせて、パネル展を開催	例年11月に開催

【2 その他、女性支援に関する取組】

区分	事業	内容	備考
相談	性暴力被害者の相談・	性暴力被害者支援センター北海道(さくらこ)において、	<電話>24 時間対応
	支援	面接、電話、メール、SNS 相談のほか、関係機関への付き	<面接>平日 10:00~20:00
		添い支援等を実施	
	予期しない妊娠等に関	にんしん SOS ほっかいどうサポートセンターにおいて、面接、	<平日>17:00~23:00
	する相談	電話、メール、SNS 相談のほか、緊急時のアウトリーチ支援を実	<土日祝日>9:00~23:00
		施	